

平成21年 6月10日

技能講習受講者各位

財団法人 日本産業技能教習協会  
理事長 青木 崇

### 技能講習受講料に対する消費税について

平素より、当協会の講習事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当協会における労働安全衛生法に基づく技能講習の実施にあたりましては、その受講料につきまして、消費税非課税となっております。(テキスト代等の教材費につきましては課税対象です)

消費税非課税の根拠は、消費税法第6条別表第1第5号ロに基づくものであり、その確認につきましても、技能講習制度が旧来の指定制度から現行の登録制度に変更になった後の平成18年12月に管轄税務署である神田税務署に相談にいった際に、同根拠により非課税との確認をしております。

しかし、他教習機関におきましては、受講料課税となっている機関も多数あり、また、平成21年度から消費税課税となったという機関も複数あることから、当協会においても、再度の確認が必要と判断しており、管轄税務署に相談をすすめているところです。

相談の結果につきましては、逐次当協会ホームページ等で公表してまいりますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

なお、結果が出るまでの間につきましては、本年度の実施計画に基づき、受講料非課税でご処理下さいますようお願い申し上げます。

本件につきまして、ご不明な点等ございます場合には、下記にご連絡下さいますようお願い申し上げます。

#### 記

連絡先：財団法人 日本産業技能教習協会 神田本部 TEL 03-3254-8404 FAX 03-3254-8405  
技能講習実施管理者（理事長）青木 崇

以上